

議案第 1 2 9 号

あんなかスマイルパーク公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設
安中市原市 1 9 9 0 番地 1
あんなかスマイルパーク
 - 2 指定管理者に指定するもの
安中市中後閑 1 3 7 2 番地 1
有限会社関東技建
代表取締役 吉田 圭吾
 - 3 指定する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日
- 令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

安中市長 岩 井 均

議案第 1 2 9 号	件 名	あんなかスマイルパーク公の施設の指定管理者の指定について
(提案理由) あんなかスマイルパークの指定期間満了に伴い、安中市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条の規定により公募したところ、3 団体から指定の申請があり、条例第 4 条の規定に基づき審査し、「有限会社関東技建」を選定したので、当該団体を指定管理者に指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めたい。		
関係法令条文抜粋 ○地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 ○安中市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条 市長等は、第 4 条又は前条の規定により当該施設に係る指定管理者の候補者を選定したときは、法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経て、そのものを指定管理者として指定する。		
担当部課名	保健福祉部 こども課	